

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和44年10月からB営業所に勤務し、62年4月以降はB営業所の所長をしていた。私がB営業所に勤務している間にB営業所の経営母体がいくつか変わったが、申立期間当時は、A社がB営業所を経営していた。

社会保険庁の記録上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないが、所持している平成10年3月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が給与から控除されており、B営業所に勤務していた間は、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の記録が無いことに納得ができない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された平成10年3月31日付けでC社の事業主から申立人に交付された「A社出向を解く。」との辞令並びにA社の事業主及び当時の同僚の証言から、申立人は、A社B営業所に同年3月31日まで所長として勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成10年3月分の給与支払明細書を見ると、申立人が主張するとおり、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社は、「現在の厚生年金保険料は当月控除で

あるが、申立期間当時、当月控除であったか翌月控除であったかどうかは、資料が無く不明である。」としているものの、A社B営業所に係る被保険者記録が確認できる者で被保険者資格を4年9月1日及び6年4月1日にそれぞれ喪失している二人は、いずれも「退職した月の給与から2か月分の厚生年金保険料を控除された記憶は無い。」と証言している上、申立人と同様に昭和57年12月にA社がB営業所を経営する以前からB営業所に勤務し、平成10年3月31日に被保険者資格を喪失している二人は、いずれも「B営業所に勤務しているときは、毎月の給与から厚生年金保険料が控除され、途中で厚生年金保険料が控除されなかった月はなかったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立期間当時、A社は、申立人の給与から当月控除として厚生年金保険料を控除していたものと推認される。

なお、社会保険事務所の記録によれば、B営業所は平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、A社の事業主は、「B営業所の全喪日は、本来、平成10年4月1日として届け出なければならなかったが、同年3月31日と誤って届け出たため、申立人の喪失日も同年3月31日になってしまったものと思う。」と証言していることから、当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書の保険料控除額から、44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、誤った全喪日を社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成18年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月30日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録によると、私のA社に係る厚生年金保険被保険者資格は、平成16年3月1日から18年7月30日までとなっているが、私がA社を退職したのは、同年7月31日である。

当時の給与明細書も保管しており、平成18年7月分の給与から厚生年金保険料が控除されているのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社から事業を継承したB社は、「申立人が主張しているとおおり、申立人は、平成18年7月31日まで当社に在籍していた。」としていることから、申立人は、平成18年7月31日まで当該事業所の従業員であったものと認められる。

また、申立人から提出された当該事業所に係る平成16年2月分から18年7月分までの給与明細書（平成16年6月分、同年11月分及び17年10月分を除く。）を見ると、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した16年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、18年7月分の給与から控除された厚生年金保険料は、同年7月分の保険料であると認められる。

さらに、当該事業所は、「申立人は、平成18年7月31日まで在籍して

いたが、退職日を実際に勤務した最終日である同年7月29日と誤った届出を社会保険事務所に行った。申立人の同年7月分の給与から同年7月分の保険料を控除したが、その保険料は社会保険事務所には納付していないと思う。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、社会保険事務所に対し、誤った申立人の退職日を届け出たこと、及びその結果、申立人に係る申立期間の保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年12月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年1月から同年3月までの期間を110円、同年4月から22年3月までの期間を240円、同年4月から23年7月までの期間を600円、同年8月から同年10月までの期間を3,600円、同年11月及び同年12月を4,500円、24年1月を5,100円、同年2月から同年4月までの期間を4,800円、同年5月から同年11月までの期間を5,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和24年12月30日から25年3月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、24年12月を5,000円、25年1月及び同年2月を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月21日から25年3月29日まで

私は、昭和21年1月から25年3月まで、A社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

当該事業所が交付した私の在籍証明書もあり、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書により、申立人が、申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和21年1月21日から24年12月30日までの期間については、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当時の姓の一字及び生年月日が異なる者の被保険者記録が基礎年金番号に未統合となっていることが確認できるところ、i) 当該名簿に記載されている氏名は、申立人と同じ名前で姓の異なっている一字（木）は申立人の姓の一字（水）と類似していること、ii) 当該名簿において、申立人と類似した氏名の者が記載されている直後に、申立人が同じころに当該事業所に入社したとする同僚の氏名が記載されていること、iii) 当該事業所は、当該名簿に記載されている申立人と類似した氏名の者が在籍していた記録は確認できないとしていること、iv) 社会保険庁の記録上、その氏名と生年月日とが一致する者の記録はほかに確認できないことから、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると推認される。

さらに、当該事業所から提出された在籍証明書により、申立人は、昭和21年1月21日に採用されたことが確認できるところ、申立人のものと推認される当該未統合記録の被保険者資格取得日については、資格取得時に作成された名簿では空欄で、22年6月1日時点で書き換えられた名簿（以下「書き換え後の名簿」という。）では21年1月15日となっているが（ただし、いずれの名簿においても、喪失日は昭和24年12月30日と記載されている。）、資格取得時に作成された名簿では、申立人と類似した氏名の者の二つ前に記載されている者の資格取得日は同年1月15日と記載されており、社会保険庁のオンライン記録と一致しているものの、書き換え後の名簿では同年2月28日と記載されており、当該事業所に係る書き換え後の名簿の管理が適切に行われていなかったことがうかがえることから、申立人は、当該事業所に係る被保険者資格を同年1月21日に取得したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年12月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、昭和21年1月から同年3月までの期間を110円、同年4月から22年3月までの期間を240円、同年4月から23年7月までの期間を600円、同年8月から同年10月までの期間を3,600円、同年11月及び同年12月を4,500円、24年1月を5,100円、同年2月から同年4月までの期間を4,800円、同年5月から同年11月までの期間を5,000円とすることが妥

当である。

申立期間のうち、昭和 24 年 12 月 30 日から 25 年 3 月 29 日までの期間については、当該事業所は、「当時の資料が無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」としており、申立人が氏名を挙げた同僚は、既に死亡しており証言を得ることはできないものの、申立人は、「24 年 12 月末日で退職するつもりであったが、当時の上司に『辞めるのはいつでもできるので、頑張ってもう少し働いてみなさい。』と言われ、25 年 3 月まで勤務した。」と主張しているところ、当該事業所から提出された在籍証明書及びその証明書の元となった資料（申立人の在職期間及び配属部署が記載されている。）により、申立人は、当該期間においても、当該事業所に継続して勤務し、かつ、業務内容及び勤務形態に変更は無かったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同世代の同僚の当該事業所における昭和 24 年 12 月から 25 年 2 月までの社会保険事務所の記録から、24 年 12 月を 5,000 円、25 年 1 月及び同年 2 月を 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「保険料を控除したかどうかは不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月1日から32年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（社会保険庁の記録上の事業所名は、B社）における資格取得日に係る記録を31年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月27日から32年2月1日まで

私は、昭和31年9月27日にA社に採用され、そのときに一緒に採用された者が二人いた。社会保険庁の記録上、私の厚生年金保険の資格取得日は32年2月1日となっているが、一緒に採用されたほかの二人は私よりも早く厚生年金保険に加入していることが分かった。

しかし、私は、被保険者資格を取得したとされる昭和32年2月1日より前に健康保険証を受け取った記憶があり、一緒に採用された同僚二人よりも遅く被保険者資格を取得したことになっている社会保険庁の記録に納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社（当時は、A社）から提出された人事記録により、申立人は、昭和31年9月27日にA社に採用され、申立期間において、賃金職員として勤務していたことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和31年10月1日から32年2月1日までの期間については、申立人が一緒に採用されたとする二人についても、申立人と同様に31年9月27日にA社に賃金職員として採用されたことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 32 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、C社から提出された人事記録により申立人と同じ日に採用された二人は、いずれも採用日（昭和 31 年 9 月 27 日）から 4 日後の 31 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人と同じ昭和 31 年度に賃金職員として採用され、かつ、C社での人事記録が確認できる二人（二人とも申立人よりも前に採用）は、採用日と同日に被保険者資格を取得し、翌 32 年度に賃金職員として採用され、かつ、C社での人事記録が確認できる一人は、採用された翌月の 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、31 年度及び 32 年度に採用した申立人を除く賃金職員に対し、31 年 9 月 27 日より前に採用した者は採用日と同日に、それ以降に採用した者は採用日の翌月の 1 日に被保険者資格を取得させていたものと考えられ、申立人のみが採用されてから被保険者資格を取得するまでに数か月間を要していることは不自然である。

加えて、C社は、「当時の資料は、人事記録以外に無く、申立人が被保険者資格を取得する前に給与から保険料を控除していたかどうかは不明であるが、昭和 31 年 9 月 27 日に採用した申立人を含めた 3 人の人事記録には、別に通知しないときは日々更新する取扱いとされており、これは、勤務成績等により常雇用（厚生年金保険を適用）とするかを判断するためのいわゆる試用期間として取り扱っていたものと推認される。」としているものの、昭和 31 年 9 月 27 日に採用された 3 人（申立人を含む。）並びに前述した昭和 31 年度及び 32 年度に採用された 3 人の合計 6 人の人事記録にはいずれも、「但し別に通知しないときは雇用は日々更新されます」と記載されており、前述のとおり、申立人を除く 5 人は、採用日又は採用日の翌月の 1 日に被保険者資格を取得している上、これら 6 人の人事記録を見ても、申立人のみが被保険者資格を取得するまでに数か月を要する必要があった事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、C社から提出された申立人の人事記録に記載されている日給から、6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、「確認できる資料が無く不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無

く、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 9 月 27 日から同年 10 月 1 日までの期間については、前述のとおり、申立人と同日に採用された二人も、当該期間は A 社の被保険者資格は取得しておらず、ほかに申立人のみが当該期間において被保険者資格を取得していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年3月までの期間、同年6月から9年3月までの期間及び同年7月から11年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から8年3月まで
② 平成8年6月から9年3月まで
③ 平成9年7月から11年5月まで

私は、平成12年5月に会社を退職した後、飲食店で知り合った者から私の「年金記録」を見せられ、年金の説明を受けたので、その者は社会保険事務所の職員であると思った。そのとき、その者から、「未納期間を納付済期間にできる。」と言われ、当時、私は、国民年金保険料を納めておらず、その者が社会保険事務所の職員であると信じていたので、手持ちの現金30万円をその者に手渡した。

平成20年6月、A社会保険事務所に私の年金記録を照会したところ、納付を依頼した30万円に見合う国民年金保険料の納付記録が確認できずに驚いた。

私が現金を手渡した者は既に退職し、その後亡くなったと聞いたが、私は、その者が社会保険事務所の職員と信じ、国民年金の未納保険料分として30万円を手渡したのに、その分に見合う納付記録が確認できないということに納得がいかない。

現金を手渡したとき、領収書等は受け取っていないが、飲食店の経営者が、私がおに者に現金を手渡したことを覚えているかもしれないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所の職員と思われる者から、『このままでは、年金を受給するには期間が足りない。』と言われ、私が年金を受給するの

に必要な保険料を納付済みにしてもらえると思い、そのときに持ち合わせていた現金を渡した。領収証書はもらっていない。」と主張しているところ、通常、社会保険事務所の職員が勤務時間外に飲食店でその従業員でもない申立人の国民年金保険料を徴収したとは考え難い。

また、申立期間のうち、平成 10 年 3 月以前の期間については、申立人が現金を手渡した者と知り合う前に会社を退職したとする 12 年 5 月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間に係る国民年金保険料の合計額は申立人が手渡したとする金額と大きく相違している。

なお、申立人は、社会保険事務所の職員と思われる者に飲食店で現金を手渡したと主張しているものの、申立人は、その者の姓しか覚えておらず、B 社会保険事務局では、「当時、同姓の職員（非常勤）が一人いたが既に死亡している。」としており、申立ての事実を確認することができない上、飲食店の経営者に事情を聴取しても、申立人がその者に現金を手渡した事実を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 9 月まで

私は、昭和 53 年から A 市にあった会社に勤めていたが、25 歳になるのを契機に 55 年 3 月に郷里の B 市に帰ってきた。翌月の同年 4 月ごろに B 市役所で国民年金の加入手続をした際、窓口の担当者から、過去の国民年金保険料は 3 年間さかのぼって納付することができるというので、B 市役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納とされており納得がいかない。申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月ごろに国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、57 年 4 月 19 日であり、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳、社会保険庁の特殊台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿に記載されている当初の住所はすべて一致しているところ、戸籍の附票により申立人が当該住所に住所を定めた日は 57 年 2 月 11 日であることが確認できることから、同年 4 月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたとする社会保険庁の記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、昭和 55 年 4 月ごろに B 市役所の窓口で過去 3 年分

の国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の55年10月から56年3月までの期間に係る国民年金保険料を57年11月22日に過年度納付していることが確認でき、申立人は、同年4月に国民年金に加入した後の同年11月に、その時点で過年度納付することが可能であった申立期間直後の55年10月から56年3月までの国民年金保険料を納付し、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年6月までの期間及び48年9月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年6月まで
② 昭和48年9月から52年12月まで

私は、申立期間当時、国民健康保険に加入しており、国民年金は、国民健康保険と一緒に加入しないといけないので、国民年金にも加入して保険料を納付していたはずである。

国民年金の加入手続や保険料の納付に関してはよく覚えていないが、妻に勧められて加入したと思う。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻に勧められて国民年金に加入したと主張しているところ、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年2月27日の約1か月後の同年3月22日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張と符合する上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、昭和48年9月5日から49年4月6日までの期間及び同年4月17日から53年1月21日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であることから、当該期間において、申立人は任意加入対象者であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年3月の時点で、さかのぼって申立期間に係る国民年金の被保険者資格を取得することはできなかつたものと考えられる上、社会保険庁のオンライン記録及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人

の国民年金の資格取得日は、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年1月21日とされている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和41年3月17日にA社に入社した。43年3月に、A社がB社となったときも引き続き勤務していたが、社会保険庁の記録上、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。当時の同僚からの証明書を添付するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社（以下「甲」という。）又は甲の事業を継承したB社（以下「乙」という。）に在籍していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、社会保険庁が保管している甲及び乙に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票並びに社会保険庁のオンライン記録を見ると、i) 社会保険庁の記録上、甲は、昭和43年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、甲に係る申立人を含む31人の被保険者原票は、当初、被保険者資格喪失日を同年2月29日と記録されていたものの、時期は不明であるが、その日付を二重線で抹消した上で、同年3月1日に記録訂正されていることが確認でき、その記録訂正が行われた経緯及び社会保険庁の甲に係る全喪日の記録訂正が行われていない経緯は不明であるが、甲又は甲の事業を継承した乙の事業主がこれら31人に係る被保険者資格の喪失日に関する変更届を管轄社会保険事務所に提出したものと考えるのが自然であること、ii) 甲における被保険者資格を同年3月1日に喪失し、乙が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日付けで被保険者資格を取得した23人（申立人を含む。）の取得時における標準報酬月額を見ると、15人は、甲の喪失時の標準報酬月額

よりも低い額、5人は同額、3人は高い額として届け出られていることから、乙は、甲から継続して勤務していた者についても改めて給与額を決定し、乙が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日の時点に基づく新たな給与額を社会保険事務所に届け出たものとするのが自然であることを踏まえ、甲又は乙の事業主が資格喪失（昭和43年2月29日又は同年3月1日）の手続を行った後又は資格取得（昭和43年4月1日）の手続を行う前に厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

また、甲における被保険者資格を昭和43年3月1日に喪失し、乙が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日付けで被保険者資格を取得した22人（申立人を除く。）のうち6人に事情を聴取できたものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、甲又は乙の事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月8日から21年5月6日まで
② 昭和21年8月1日から22年4月1日まで

私は、申立期間において、A社が所有していたB丸に乗船しており、昭和21年ごろ、病气療養のため、短期間下船することはあったが、B丸に乗船していたのは間違いなく、そのことは所持している船員手帳により確認できる。

しかし、申立期間において、船員保険の加入記録が確認できないことに納得できないので、申立期間について、船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳により、申立人は、申立期間を含む昭和19年6月8日から21年5月5日までの期間及び同年8月1日から22年8月1日までの期間において、A社が所有するB丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、申立人が、申立期間において、一緒にB丸に乗船していたとする同僚3人についても、社会保険庁が保管しているA社が所有するB丸に係る船員保険被保険者名簿で氏名を確認することができない上、当該同僚3人のうち、事情を聴取できた1人及びA社の船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた3人の合計4人はいずれも、「入社してから一定の期間（2か月間から2年1か月間）、被保険者記録が確認できない。」としており、これら4人のうち2人は、「入社直後はB丸に乗船していた。」としているほか、B丸の船員数について、前述の4人のうち3人は、それぞれ「10人程度であった。」、「12、13人であった。」、「13、14人であった。」と証言しているところ、被保険者名簿によると、申立期間におけるB丸の船員保険被保険者数は、2人から9人までの間で推移していることを踏まえると、A社は、申立期間において、

必ずしもB丸に乗船していたすべての船員を船員保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、A社が所有するB丸に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立人の船員保険被保険者台帳(いわゆる旧台帳)においても、申立期間に係る船員保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月15日から31年3月1日まで

私は、昭和29年10月15日に叔父の紹介でA社B営業所又はA社C営業所に入社した。当時の給与明細書等は所持していないものの、毎月、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、当時のA社B営業所の会計担当者が厚生年金保険料の控除に係る証言書を書いてくれた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所（以下「B営業所」という。社会保険庁の記録上、昭和30年7月1日にD社E営業所に名称変更）又はA社C営業所（以下「C営業所」という。社会保険庁の記録上、B営業所とC営業所の事業主の氏名及び所在地は同じ。）に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の証言により、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、B営業所又はC営業所に勤務していたものと推認される。

しかし、社会保険庁の記録上、B営業所において、申立人が被保険者資格を取得した日と同じ昭和31年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「私が、B営業所に勤務し始めた時期と被保険者資格を取得した時期が一致していないが、その理由は分からない。」としている上、申立期間において、C営業所に係る被保険者記録が確認できる者は、「私は、昭和29年11月からB営業所に勤務しており、C営業所に勤務した覚えは無い。」としているところ、社会保険庁の記録上、この者が勤務し始めたとする時期（昭和29年11月）から約1年後の30年10月10日にC営業所に係る被保険者資格を取得し、C営業所に係る被保険者資格を喪失した日と同じ34年1月1日にB営業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できるほか、B営業所及びC営

業所の事業主の氏名及び事業所の所在地は同じであることを踏まえると、B営業所及びC営業所は、申立期間当時、両営業所に所属する従業員の被保険者資格を取得させるに当たり、何らかの事情により取得させる事業所を使い分けていたものと推認され、かつ、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、申立人から提出された職歴証明書には、申立人が昭和29年10月から39年10月までの期間において、「A社」に勤務していたことが記載されているものの、当該証明書には、その証明書が作成された48年11月の時点までに申立人が勤務した事業所として3事業所名が記載されている一方、社会保険庁の記録では4事業所に係る被保険者記録が確認できる上、当該証明書に記載されている各事業所の勤務期間とその事業所に係る申立人の被保険者期間は一致していないほか、申立人が提出した証言書は、当時のB営業所の会計担当者の妻が記載したものであり、会計担当者は高齢のために事情を聴取することができず、当該会計担当者の妻に事情を聴取しても、「記憶がはっきりしないので、責任を持った証言はできない。」としている。

さらに、社会保険庁が保管しているB営業所及びC営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち申立期間及びその前後の期間を見ても、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、その番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

加えて、B営業所及びC営業所は既に全喪し、当時の事業主は既に死亡しており、社会保険庁の記録上、申立期間当時にそれぞれの事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 14 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社の会長職を務めていたが、平成 20 年 11 月、社会保険事務所の職員から、「申立期間の標準報酬月額が、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の平成 8 年 2 月 29 日付けで、30 万円から 9 万 2,000 円に訂正されている。」との説明を受けた。

私は、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の手続を行った覚えは無いので、私の申立期間に係る標準報酬月額を引き下げる前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 7 年 12 月 25 日）の後の平成 8 年 2 月 29 日付けで、申立人の 7 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額が 30 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員ではなかったことが確認できるが、社会保険庁の記録では、申立人が当該事業所の事業主として記録されていることが確認できる上、当時の役員及び経理担当者は、それぞれ、「申立人が代表者であった。」、「申立人は社長であった。」としているほか、申立人自身も「私は、当社の実質的な経営者であり、経営に関して決定する事項があるときには、役員と相談した上で、最終的には私が決めていた。」としていることから、申立人は、申立期間当時、当該事業所の業務を執行する責任者として、社会保険事務についても権限を有していたものと認められる。

さらに、申立人は、「時期や内容については、正確には記憶していないが、社会保険事務所の職員から保険料の納付方法について指導を受け、経理事務を担当していた妻にその話をした。」としていることから、申立人が、標準報酬

月額減額処理について関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該事業所の業務を執行する責任を負っていた申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 3 月に A 社を設立したときから、A 社の代表取締役として役員報酬を得ており、厚生年金保険料についてもその報酬に応じた保険料が控除されていた。

ところが、平成 20 年 10 月に社会保険事務所の職員から、「申立期間の標準報酬月額がさかのぼって訂正されている。」との説明を受けた。

当時、保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員と滞納保険料の支払方法について、2 回ほど話をしたが、申立期間の標準報酬月額を減額する届出を提出した覚えも無く、私の標準報酬月額を減額するように指導を受けたことも無い。

申立期間の標準報酬月額を元の 26 万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 8 年 1 月 1 日）の後の平成 8 年 1 月 17 日付けで、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を 7 年 4 月 30 日にさかのぼって喪失させる処理を行った後、理由は不明であるが、8 年 7 月 4 日付けで当該喪失処理を取り消し、改めて申立人の当該事業所に係る資格喪失日を同年 1 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円に追加・変更する処理を行っていることが確認できる。

しかし、登記簿謄本及び申立人の主張により、申立人は、申立期間を含め^{そきゆう}遡及訂正処理された平成 8 年 1 月 17 日及び同年 7 月 4 日の時点において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険料等を滞納していたことを認

めていることから、滞納保険料を解消するため、申立人は、平成8年1月ごろに当該事業所に係る被保険者資格を7年4月30日で喪失する手続を行ったものの、何らかの事情により、8年1月1日までの被保険者資格が必要となり、社会保険事務所に依頼した結果、社会保険事務所は、同年1月17日付けの喪失処理を取り消し、改めて喪失日を同年1月1日に、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円に修正処理した上で、申立期間の標準報酬月額である11万8,000円に基づく保険料を申立人に請求したと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録により平成7年2月1日以降の当該事業所における被保険者は代表取締役である申立人のみであり、申立人自身も8年1月1日以降の従業員は申立人以外にいなかったことを認めていることから、申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理について関与していなかったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、当該事業所の業務を執行する責任を負っていた申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月1日から平成元年2月17日まで

私は、昭和56年にA社B支店に入社した。給与は、月に15万3,000円の固定給のほかに、契約1件当たり200円の歩合給と1万円の通勤手当が支給されることとなっており、入社当初、私は750件を担当していたので、入社1か月目の手取りは27万円ぐらいであった。その後、毎月、契約件数が増え、退職時には1,300件以上になり、給与は38万円ぐらいになっていた。

申立期間の標準報酬月額について、支給されていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立人は、A社（現在は、C社）の申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも著しく低いと主張しているものの、申立人が申立期間において受け取っていたとする給与額を特定することができない上、C社から提出された申立人の申立期間に係る賃金支払記録の「厚生年金料」欄に記載されている各月の金額は、社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額とほぼ一致している。

また、社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額は、D健康保険組

合が保管している申立人の被保険者台帳に記載されている標準報酬月額と一致している。

なお、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及^{そきゅう}して訂正されていることも無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。